





一 棋家女中称政取吏

一 將軍家女中称御臺吏



女中官位之度大概載禁秘抄

西射 并云、法々々々、御女乃何事取云々

内侍未歴度

神祇秘抄云崇神皇后 當仁母 沙多宮之中似人

異虫化生后取之自綿裹給養育之先福成

人女体然洞才十一代為是當仁之皇女給但以

女人付可度正潔人也依之當仁曰是非尋常

之仁奉付神祇奉付三種神器是内侍局

始也号大和姫於詳彼本仍略之

和名云男女乃夫とはさくとも何も押並て云

仁と云也、仁中と云わると、曲侍の云々

此系と作らるるとハ云仁と云也

女房乃官位乃事

後宮官位を拾芥中卷

禁裏

尚侍

執柄乃沙シと云わると、系乃位或云掎家法有

沙シと云わ

典侍

典侍藤原直子朝臣と云わると、仁不云れ女房

と云わると云わ

本納言のしきり日野初後寺のしきり
乃しきり

掌侍

平家菅家紀家乃国司のしきり
乃内侍のしきり或云平家茂家乃西道

乃外

上臈女房 一位二位女房

乞等乃大位本納言のしきり
く乃しきり

下臈女房

国名乃しきり三位

とらるや

采女

私云采女二人之中七族者也依勅陪膳又古今
河原中大守始置采女

新嘗書祭神今食亦乃しきり

物之役乃采女とらるや

膳乃采女子侍とらるや

乃兼薦とらるや

子乃せとらるや

昔乃乃河とらるや

乃代

日本國子下らるる名に女をけり也
大和物語云大前之乃しは女内舎人よりきて
奥列より下向し女校書しよわたりて死すの事也
河津之舟をよきと云く可葉より下り名を用

女官

私云女官女云人の惣名也
祇家乃信女更乃女系但家子よりわたり合
より一々女官ありわたりては家女をいふ也

刀自

女孺

掃部寮女官也

是七侍のしはかひ一は刀自の内侍取也
ちや也女孺は刀自よりとていふ也

大方内裏に女房は次ありと云く

仙洞

大上臈

親王祇家大上臈乃しはしは女系は或いふ
上臈はしは大中臈よりしはとていふ也
大上をいふ家乃しはとていふハ上臈といふ

小上臈

大中臈よりしはしはとていふハ上臈といふ
中臈よりしはしはとていふハ上臈といふ

中臈

是日卯初終守乃正名の人午家乃人養
家乃人守乃正名の人

大々々仙洞と執柄家乃女房乃官と名は

〜と但女友が〜内裏〜の〜

執柄家

大上臈

けが乃親王乃名娘が〜

上臈

上臈乃名也小政取〜

か人乃名なり

一乃女

清江

〜上臈乃号〜

小上臈

是も小路乃名又二位之位大中納〜

中臈

中少将〜也左近将小督上臈〜

名也或之小宰相小兵部〜中臈乃名也

〜小上臈〜也中女将京女又

内少民乃名也〜中臈乃中〜

〜乃人乃名也〜小乃字と〜

下筋

侍従小弁女納言のり下筋のり中筋のり

上臺

いふは名をせりる名をいふをわさる名をいふ

あふへ

刀自

乞の裏のり同のり

きみ外

小政取

い号ハ枕桐家より内裏より内へ乃堂下

沙臺

ちる小政取のり同神乃り也い号ハ堂下

ちり

沙方乃名

小東沙方の上也南西よりさう方角より

さう方角よりさう方角よりさう方角より

さう方角よりさう方角より

いさく乃名

いさく乃名

いさ乃名

一乃對の上也いさ乃對の上也いさ乃對の上也

小路乃名

相々〜ひてけ〜
慈母新大納言権大納言せんのり〜
宮中みやちゆう〜
乃名をいひくまをいひ〜
久〜
少女しょうにゅう〜
乃名をいひ〜
ら〜
〜
ひて名をいひ〜
〜
柄下へぎ〜
首くび〜
女をんな〜
沙さ〜
〜
洞ほら〜
〜
〜

永徳二年二月十日作進

掾政判

以予家本合校合变大操等相違矣後
在之ノ共下、細載之

本奥書云

右京大夫高田老又相尋はるる
三友院常相、誰共不知
字系也

永正十五年三月廿五日 青松軒

不祥常ノ紅ト

春冬乃き如乃色々
みゆきしむかひのまじり 紅乃ひん 白きうらな

上紅白下ノ考

紅ふひのきぬ 久紅子うき 紅平雪女

紅薄様 假名装束抄

紅乃うき 久紅子白きを雪子 白きひん

同抄上濃下ノ薄シ

梅乃うき 久紅子あつこ 紅乃ひん

女作飾抄上葉ニ

山吹乃うき 崩葉乃うき 紅乃ひん

假字装束抄言下ノ考

紅梅乃うき

假字装束抄云上白キ紅梅白テ下紅一ツ濃赤一重

假字云
又兼濃蕨芳有

うしはさしうほり
多年 勿少入説書用

梅乃如 面志ろーうしはさしうほり
紅梅乃うんま、赤色乃こころま、
しり、紅梅 喜んぶいん、さすまろうんま、
ふしはさしうほりこころま、

表お梅うしはさしうほり

うしはさしうほり紅梅まほりお梅いん、前若ろうんま、

桃花葉葉云梅ま

假字云お一ツ蕨芳

梅まお上るこ
赤上ゆまあり

赤乃ろこころま、
紅梅かろ 紅乃いん、ふしはさしうほりうんま、
ま、まろこころま、

女官抄紅梅癖

紅梅ヲ重又薄
下濃ノ白タルヲ云

紅梅乃こころまお梅いん、さすまろうんま、
ふしはさしうほりこころま、

假字云表皆白表

柳 おろこころまろこころま、紅乃いん、梅

まろこころま、あまろこころま、

梅ま、面志ろこころま、紅乃いん、

紅梅乃うんま、まろこころま、

山吹乃白 山吹乃衣ま、あまろこころま、

まろこころま、まろこころま、まろこころま、

花山吹乃白、薄朽葉、うんま、紅乃いん、

うんま、山吹乃うんま、まろこころま、

うんま、山吹乃うんま、まろこころま、

あまろこころま、まろこころま、

紅乃いん、まろこころま、松乃うんま、

山吹乃こころま、

假字云、
表を黄、表を白、
裏山吹なり

まろこころま、
まろこころま、
まろこころま、

女官抄
表を白、
裏を黄、
まろこころま、

假字ニテ、片名を白ひて、三方白表ニテ、
藤がまの、
松がまの、
色し又薄又、
紅乃の、
一重、
也紅乃の、
自薄松、
二、
松、
か、
梅、
紅梅、
色、
紅乃の、
け、
吹、
河、
地、

假字ニテ、上ニテ藤芳
濃薄ナリ、片名、白名
ニテ、松、
通用見三糸也

藤がまの、
松がまの、
色し又薄又、
紅乃の、
一重、
也紅乃の、
自薄松、
二、
松、
か、
梅、
紅梅、
色、
紅乃の、
け、
吹、
河、
地、

子細なる花ト帯ハ大ニテハ
如クシテ花ト帯ハ大ニテハ
子細なる花ト帯ハ大ニテハ
子細なる花ト帯ハ大ニテハ
子細なる花ト帯ハ大ニテハ

一 夜乃始の夜乃終

假字ニテ
薄也
白表ニツ
裏青
コキ
カサ 夜乃始の夜乃終
假字ニテ
表皆白テ
裏白ヲ
黄一青ニ
ニテ
一ニテ 夜乃始の夜乃終

夜乃始の夜乃終
夜乃始の夜乃終
夜乃始の夜乃終
夜乃始の夜乃終
夜乃始の夜乃終

夜乃始の夜乃終
夜乃始の夜乃終
夜乃始の夜乃終
夜乃始の夜乃終
夜乃始の夜乃終

盧橘四五月可用之
女官ニテ
山女ニテ
コキ
カサ 夜乃始の夜乃終
若殿手同 假字ニテ
皆薄萌黄紅 夜乃始の夜乃終

夜乃始の夜乃終
夜乃始の夜乃終
夜乃始の夜乃終
夜乃始の夜乃終
夜乃始の夜乃終

一 二月宵の夜乃終

月也
青キコキ
薄キ
紅梅
コキ
薄キ 二月宵の夜乃終
山女ニテ
コキ
カサ 二月宵の夜乃終
若殿手同 假字ニテ
皆薄萌黄紅 二月宵の夜乃終

二月宵の夜乃終
二月宵の夜乃終
二月宵の夜乃終
二月宵の夜乃終
二月宵の夜乃終

二月宵の夜乃終
二月宵の夜乃終
二月宵の夜乃終
二月宵の夜乃終
二月宵の夜乃終

乃流う白ひつらね表二の表乃芳み梅初きさきさき白

あしつらね人まきつらねあしつらね紅梅うまき

あしつらねうまき、紅つらねらまき、

あしつらねうまき、あしつらねうまき、

あしつらねうまき、あしつらねうまき、

あしつらねうまき、あしつらねうまき、あしつらねうまき、

あしつらねうまき、あしつらねうまき、

あしつらねうまき、あしつらねうまき、

あしつらねうまき、あしつらねうまき、

あしつらねうまき、あしつらねうまき、あしつらねうまき、

あしつらねうまき、あしつらねうまき、

あしつらねうまき、あしつらねうまき、

あしつらねうまき、あしつらねうまき、

あしつらねうまき、

あしつらねうまき、あしつらねうまき、

あしつらねうまき、

あしつらねうまき、あしつらねうまき、

あしつらねうまき、

あしつらねうまき、あしつらねうまき、

あしつらねうまき、

あしつらねうまき、あしつらねうまき、

あしつらねうまき、あしつらねうまき、あしつらねうまき、

あしつらねうまき、あしつらねうまき、あしつらねうまき、

假字ニ下青キ重
青經下ニ青キ重

假字ニ下青キ重
青經下ニ青キ重

永仁連著記
尾花女房之重
葵芳ノキキ守キニツ
假字ニ下

子六月より女も花を結、祇園會より秋中り
さゆへくはうへん即小うらまは皆をさへ一徹也

一 九月九日わりのさねれな

菊紅葉又何まよふ又さねれな一に薄綿今も

ちめと進はあうらまらん

一 十月わみ節より夜のな

菊乃沙えハトこしらへ

ちこひんこつちやうらまらん一に薄綿今も

ちこひんこつちやうらまらん一に薄綿今も

紅葉重ハさなごし歌のうらまらん一合ハわ

紅葉のうらまらん一合ハわ

紅のいん菊のうらまらん

白菊 ちこひんこつちやうらまらん一に薄綿今も

ちこひんこつちやうらまらん一に薄綿今も

黄菊 表芳ら裏も一紅のいん

白のいん菊のうらまらん一に薄綿今も

しろひ菊 表中は裏も一

ちこひんこつちやうらまらん一に薄綿今も

ちこひんこつちやうらまらん一に薄綿今も

紅のいん菊のうらまらん一に薄綿今も

楓のみら 表芳ら裏も一紅のいん

紅のいん菊のうらまらん一に薄綿今も

二つ山吹も白
萩芳又
黄二山吹も白

女官三上五、藤芳
白下三、白

ハ黄色三つ山吹
二つ山吹も白
ろはう一合や
いなり五、藤芳
女官三上五、藤芳

女官

太皇太后之 帝王祖母也

百寮訓云才一后成后一后妃乃至格人

成后天子乃国母也祖母之富老乃後成后

也

皇太后之 帝王母也

皇后之 帝王妻也

中宮

女院

内親王

女王

女御

体同云詳河海本説官職未詳後抄之条

略之女御之地位上至三位也女御ハ

后乃也

沙息所

更衣乃下也白也体同更衣沙息所

と別阿わらう一泊更衣ハ女友ハ名也

沙息所ハ乃名也同子ヲ名久ク

カリ但東之也沙息所ハ息所ハ也

更衣

河海云更衣ハ便也也一曰ハ沙衣也

一久治子也故号更衣欲又寝側乃別
爰而少少更衣衣在沙自前も称さる欲
休息之儀也多原抄より更衣乃後子消息而
みよわ杉昇進之儀記あり只何由何り也女
沙消息一紙とある在存もあわ更衣の女宿乃
名也并此一条禅用沙流也沙衣ををき
之始とせりある儀也

命婦

体同云教負と多々いふあり叙の夫を入
はるこく云左名集門ハリ夫を等とて司なる
子よりてゆをいふ下命婦人といふ下簡なる
と云子類茂奈子命婦は此命婦人法云と云
也礼書源氏ノ教負命婦ハ今世子内
侍乃外徹物を為せ如中簡を首命婦
之也侍占下ノ此も也并此云命婦
外命婦といふわ内裏子何云と云命婦
と云と云と云乃命婦といふ外命婦を
指下乃書也

女主人

得選

主受司 主受寮女宿
半丸

官位令等之官

後字

尚侍典侍掌侍女孺

孺玉篇云如足切下妻也

延喜新式云凡宗輦車入内裏者妃限曹
司夫人及内親王限温明殿后凉殿后令婦
之位限兵部陣也嬪女涉及孫王后嫡妻
宗車限兵部陣也鳥輦車男女子限らに
僧中少らや輦車入るらに少らに
のら中重を出入るらに中重乃輦車
も子牛車ハ牛乃より下より宗也牛車
を能てと東門を出入るらに持家子先牛
車を能て後子輦車を能て乃老令
先輦をいりて後子牛車を能て輦車
ハ牛車下下也每人も宗也老令らる
也也多らみら

襖

女房衣類也源氏志びも法も乃の
糸ひもいけらもも也世継并扱草
子見每何由裳乃心也身命院生石冠
也予劫昇云裳もも乃代も也
子公が海も人乃る父も也

襦

以字秋女房衣類秋

褶以字を志すしりし説ありし言も今
院源氏乃波振ある時しりやも亦
見干迄喜式日本女房装束上著

帳

衣服令

褶

アハセ
ウハカマ

裳裙廣八寸二寸裙廣二寸又長二尺二寸分
推古天皇十三年閏七月己未朝會太子
命詔王法司伴著褶

褶韻會緋白袴也袴褶騎服也禮韻高

音拾誤

白虎通曰衣者隱也裳者韞也取以隱形自障
蔽也則以蔽形為禮之初而貴服賤服各有
等於是禮之成

孝經曰云服者身之表也高卑貴賤各
有等於是故賤服貴服謂之僭上々為不
忠貴服賤服謂之僭下々為失位

服野王素衣上曰衣衣下曰裳總謂之服今之
衣服者不杜衣裳謂總可服用之物也
僭齊也下々々々心也

偏下下下下
 偏下下下下
 偏下下下下
 偏下下下下
 偏下下下下

僧職

天正十二卯十二東寺勸智院空盛相尋分

三徳

三座

寺主

都維那

威儀師

從儀師

此處官子少室乃惣在麻寺家等々皆これ成也大法より河原僧乃あり練歩正々

役也衆徒乃稱了可威儀師後儀師也
二行子之也今度天正十二年三月九日仁
和寺沖室におわす人あつて可一
之る子あつて威儀師也在庭より
衆はあつて是を川導と云劫同記
頭とあり勅知院空盛日堂分明也

東寺の長者寺格と云

別當

長者乃下は千石より千石以上也

多師ハ檢校の惣司也

長吏

門跡准德院九僧より一

僧總

律師は上と云

長者

寺務也一長者二長者三長者と云あわ

有識

寺官の素衣を乞ふと云

中總

三總乃下

法格と云頂上乃職也沙室乃と云は也

首廻りハ持法今普代ハ持法也

東寺に阿闍梨二人律師一人と一闕乃ある時寺
僧とて次第に進て任之也不及奉問は自教
乃外に官に可任人理に勅裁を經てなれ也
上乃自教の沙奇進て永宣旨也何進て沙
奇進て進て回一

三聖人

是も永宣旨也後宇多法皇沙奇進也今も
三人修む也毎日大師出坐身供を備置也
早且粥を煮て次子勅行をて次子沙生供
を備也

阿闍梨大徳僧の惣名也寺子よはて阿闍梨

何口と名と堂下寺と名と毎寺に寺に三徳
乃印と行法阿闍梨を置心と名也

袷帷着用時節は柳一不資定卿袷名院へ心

相弱するはる也是用と名と一秋乃法といふり
手は法に法と名れはる不書也寺に寺に
法と名柳文衣は首衣と名冬二季子と名わ
久々公宴存式は何に今と名と相如と名と

おまへ近代に及ぶに月子よりて公卿人何と
世を免し一歳と人少く我く祭に後文衣たる
十月旬知維摩會に後冬乃袈束より何れ
但公卿老後多官之人に月といふも何れ
しハ惟を免し一八月よりて何れ公卿と
いふも因に沙含より何れ給を忌月決て
を八月よりわ九月八日より老后といふも惟
め候きし一十月はは平けりるなりと
重しと云ふも事常なる式何れ九月中にも
交り袈束勿論より人少く衣衣束なる下
御中旬乃此よりわ十月陽に秋子よりてハ
大概何れを忌用之より是悟人八月中心給
を物に惟より今を以て忌用より人少く
一十月一難し一又又も陽よりわ公卿と
人少く少神より何れ忌用之より人少く
肉よりより一又衣より何れ忌用之より
おまへ通用之物より何れ忌用之より
を忌用之より忌用之より忌用之より
よりより一十月月初より何れ月より
給を忌用して給より何れ忌用之より
又九月報より何れ忌用之より給より
陽よりより一又衣より何れ忌用之より

ちりしきりしけりしと私るもよりの何れも
へんいさき富達へんし賜信の事と別
句端は宛向信分別しきり治をいふそ又
賢くもあつた物なりと切なりと云ふ事
なり

裕之と云ふことと云ふ事と云ふ事と云ふ事
ゆゑ衣裳はけりしことと云ふ事と云ふ事
毎日をいふことと云ふ事と云ふ事と云ふ事
ひしきことと云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
をいふことと云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
若くはいふことと云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
申すことと云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

卯月廿一日

光

柳原安

右心彼支贖文を筆も写之

于時天正十二仲春初三

- 一 女官の位階は正二位正三位より下は正六位より下は女官に
て加級也近代以来も也女叙位付定 道中流
- 一 黄櫨條乃沙袍は女子常に著る唐茶と云ふ也
紋は桐竹鳳凰也鞠麿乃袍は男子より紋細也
- 一 沙直衣は女子小童の沙紋也女子より白

後三位清原朝臣國賢法若常貞

右一冊或は秘本今書字平
莫及他具

寛永十六年卯月中旬 中原陣定

右秘書文政十一稔南呂自中川國知子傳授

拾芥抄下冊綱所部宗七云

僧正二人權

僧都大一人少二人權

律師一人權

威儀師一人權一人

逆儀師二人

已上弘仁十一年之格為定數

僧位

法印大和尚正僧

法眼和尚位大僧都



定僧綱階事 貞觀六年二月十六日

太政官府云

法印大和尚為位正位

法眼和尚為僧都位

法橋上人為律師位

者延喜之頃給錢於僧綱之時

僧都准四位律師

准五位給之

或云己丑元慶八年九月二日是又大外記

三統公忠勅申生云

僧正 僧都 律師 法印 法眼 法橋之謂僧綱

已講內供阿闍梨之謂齋職

寺官主座寺主 都維那謂之三經

寺務 檢校別當 座主 長者 等依寺不同

右僧綱之部者松平蘭溪君之依
瀛惠令祕冥置者也

六保文會黃鐘中浣

溪谷昌言

次郎守冲藏

